



# 市町村合併を 考えましょう!

～自分たちのまちの将来のあり方について一緒に考えてみませんか～

## みなさんも合併への取り組みに 参加しましょう

市町村合併は、みなさんが住む地域の将来をどうするかという問題です。

多くの市町村で地区別の説明会や座談会、アンケート調査などの取り組みが行われています。みなさんも積極的に参加し、一緒に考えてください。



「合併が必要」・「合併の検討が必要」とする  
意見が増えています。

県が平成14年4月に行った県民意識調査では、「合併が必要」または「合併の検討が必要」との回答が一般県民で60.6%、行政関係者等で91.3%となっています。

仁賀保町・金浦町・象潟町が  
本格的な合併協議を始めました。

仁賀保町・金浦町・象潟町では、平成14年6月に合併特例法に基づく「法定合併協議会」を設置し、合併についての本格的な話し合いを既に始めています。

## 平成17年3月までの合併には 手厚い支援があります

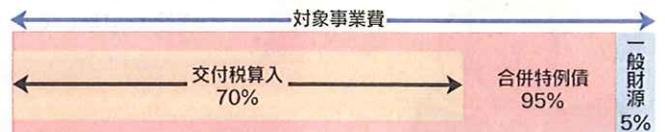
合併はいつでもすることができますが、合併に対する財政支援などの措置を盛り込んだ「合併特例法」は平成17年3月末で効力がなくなります。

できるだけ有利な合併をするためには、今こそ、合併について検討する必要があります。

### 合併した市町村への主な財政支援措置

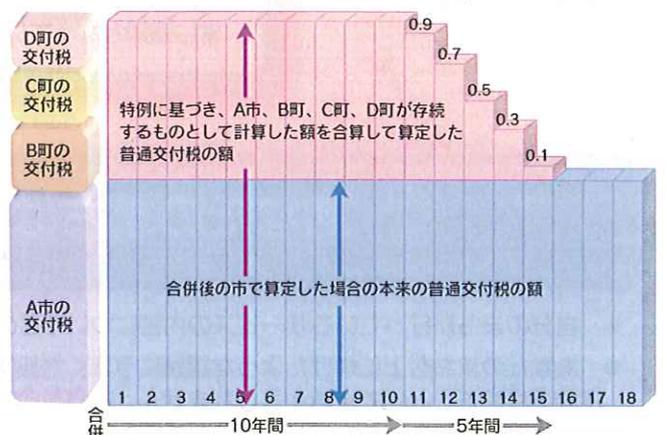
#### ●地方債の特例(合併特例債)

合併後のまちづくりの事業に必要なお金の95%について、特別な借入金(合併特例債)が認められ、その返済費用の70%は国が地方交付税で補てんしてくれます。



#### ●普通交付税の算定の特例(合併算定替)

合併すると、節減される経費が出てくるので、普通交付税の額はその分少なくてすむはずですが、10年間は合併しなかった場合と同様に普通交付税を算定します。



#### ●合併市町村補助金

合併後のまちづくり事業に必要なお金の一部が国から補助金としてもらえます。

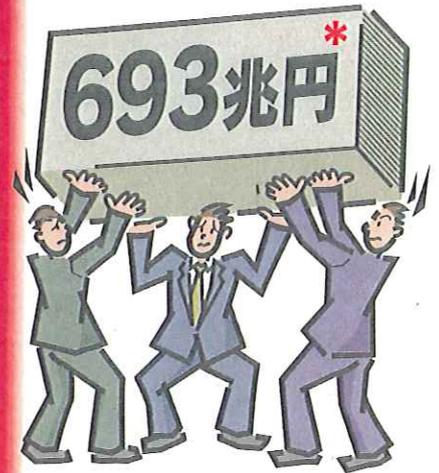
# 今の市町村はこんな問題に直面しています!



## ①財政状況の悪化

- 市町村は住民の意識や生活の変化に伴って、行政サービスを増やしてきました。
- その結果、公債費や事務経費も増加して、新たな事業に使えるお金が少なくなってきました。
- 最小限の経費で最大限の効果が上がるよう行政サービスを行うことが強く求められています。
- 小規模な市町村ほど人件費がかかり増しになっています。

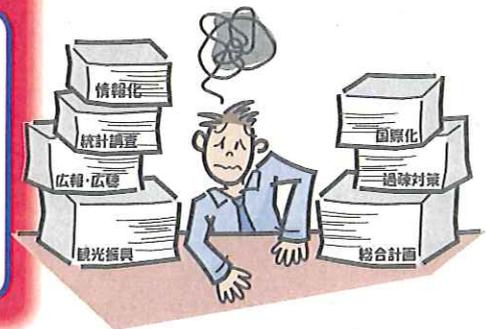
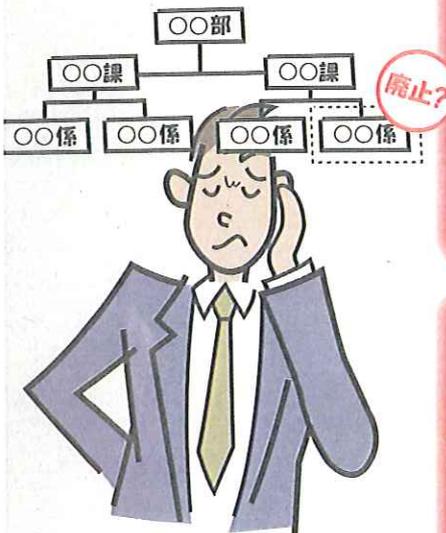
《住民1人あたりの人件費》  
(県内市町村の平成12年度普通会計決算での平均)  
市では約68,400円  
人口1万人未満の町村では約122,500円



\* 国・地方を合わせた長期債務残高の平成14年度末見込。  
うち地方分は195兆円。

## ②効率化の限界

- どの市町村でも、同じような組織をひとつとおりそろえなければならないため、とりわけ小さな市町村にとっては、大胆な効率化は非常に難しくなっています。
- 大きな市町村では複数の担当で分担している何種類もの仕事を、小さな市町村では1人の職員で担当しています。



## ③新たな行政需要への対応が困難

- 独自条例の企画立案や、環境保全、少子高齢化対策、高度情報化、国際交流などの新たな行政需要に対応し、住民へのサービスの質を高めることは、今の小規模な市町村では非常に困難となっています。

合併によるスケールメリット(職員規模・財政規模の拡大、事務・事業の効率化)によって、左のような課題の解決の糸口をつかむことが、市町村合併の最大の目的です。

# あなたのまちはどうでしょうか?

- 自分のまちが行っているサービスの内容についてどのように思いますか。
- あなたのまちも上に挙げたような課題にうまく対処することができれば、今のサービスをもっと向上させることができるかもしれません。市町村合併はそのための非常に有効な手段だと考えられます。
- 自分たちのまちが合併が必要かどうか判断するためには、まず自分のまちのことをよく知る必要があります。皆さんのお住まいの市町村からも十分に情報を提供してもらする必要があります。
- 合併するしないどちらにしても、今、合併について考えないわけにはいかないのではないのでしょうか。



# 合併にデメリットはあるのでしょうか？



- 知事との合併トークでも、多くの心配ごとが合併の「デメリット」ではないかとして挙げられました。しかし、それらは**本当に合併に伴う「デメリット」**なのでしょうか。
- よく考えてみると、いわゆる「デメリット」の多くは、話し合いによって解決の方策が見い出せるものや、合併するしないにかかわらず社会経済情勢の変化によって生じる現象を合併と結びつけて考えているものです。
- 「デメリット」と言っても、同じことが他の人から見れば「メリット」である場合もあり、全ての人にとって「デメリット」と言えるものは、なかなかありません。
- あらためて、「デメリット」と言われるものについて、ここで考えてみましょう。  
(ここに挙げた以外の「デメリット」についても県の市町村合併ホームページに考え方を示しています)

## 1 行政サービスの水準が低下しませんか。

- 合併前の複数の総務課や企画課を1つにして、余った職員を実際に窓口サービスを行う住民課へ回すなど職員配置を見直して、今までのサービス水準を低下させないようにすることができます。
- 事務の量がある程度大きくなれば、民間へ業務を委託するなどして、今までよりも柔軟なサービスを実施することもできます(例：ごみ収集、除排雪)。

## 2 税金や公共料金が高くなりませんか。

- 市町村税は国の法律で標準的な税率等が決められています。
- 市町村が決める部分は、合併協議会での話し合いによって調整されますので、合併の相手方の課税状況や合併の方式(編入合併かどうか)によって、高くなる場合もあれば安くなる場合もあります。
- 最長5年間は、旧市町村ごとに差を設けて課税(不均一課税)したり、従来課税されていなかった地域での課税を免除することもできます。

## 3 農協は合併でかえって不便になった。市町村合併も同じではないですか。

- 農協が合併せずに従来どおりのサービスを提供していたとすれば、農協の経営そのものが成り立っていたかどうかをよく考える必要があります。
- 行政サービスを行う市町村と経済団体である農協の役割は同じではありません。合併によって行政組織や事務の効率化が進んでも、住民に対する最低限のサービスは保障されるように配慮されます。

## 4 中心部だけがよくなって、周辺部はさびれませんか。

- 合併はいくつかの市町村が集まって、今までよりも大きなまちづくりをしようとするものです。  
したがって、新市町村の中で各地域の果たす役割や機能は同じではありません(全ての地域が同じようになるのが目的ではありません)。
- 新市町村の中で、周辺部となる地域がどのような役割を果たすか(住環境を重視した地域になるのか、商工業を重視した地域になるのかなど)は、新たなまちづくりの話し合いの中で方針が決まります。
- 昭和の合併により、にぎわいがなくなったとの意見もありますが、その原因は合併と言うより、その地域を取り巻く社会経済情勢の変化だったのではないのでしょうか。
- 合併特例法で設けることができるとされている「地域審議会」を設置して、新市町村のまちづくりや地域間のあり方について、旧市町村単位で意見を述べることもできます。



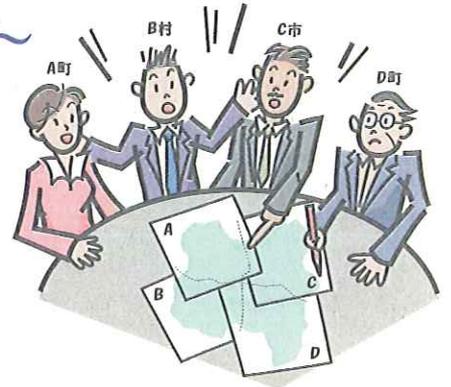
# Demerit?

# 合併するには、今どんなことをすればよいのでしょうか？

## ～法定合併協議会を平成15年の春までに～

合併するためには、相手方の市町村との間で、合併後のまちづくりや行政サービスをどうするかを協議しなければなりません。この協議には最低でも2年近くかかると言われています。

このため、平成17年3月の合併特例法の適用期限までに合併するには、平成15年5月頃までに法定合併協議会を設置する必要があります。



### 1 協議に向けた体制づくり

#### 合併研究会

複数の市町村が一緒になって合併に関する共同の研究會をつくります。

共同合併研究会へ補助金(県)  
100万円 (2分の1補助)

#### 任意合併協議会

合併特例法に基づかない任意の合併協議会をつくり、合併に向けた大まかな話し合いを行います。

重点支援地域の任意合併協議会へ  
補助金(県) 500万円

### 2 本格的な協議の開始

#### 法定合併協議会

関係市町村が議会の議決を経て合併協議会を設置ます。合併の是非も含めて、合併後の市町村のあらゆる事項を話し合う場になります。

合併後のまちづくり計画(市町村建設計画)もここで作られます。

法定合併協議会の構成市町村へ  
補助金(国)1市町村500万円

法定合併協議会へ  
補助金(県) 500万円

#### 《協議項目の例》

- ・合併の方式
- ・新市町村の名称
- ・財産の取り扱い
- ・合併の期日
- ・市役所(役場)の位置
- ・議員の身分



**合併することが目的ではありません。**  
**合併によってどのように課題に対処し、**  
**現在のサービスを維持・向上させていくかが最も大切です。**

合併にあたっては、様々な不安があると思われますが、まず相手と話し合いの場を持つてみるまが大切です。実際に話し合い、相手のことがわかれば、合併は身近なものに感じられるはずます。

平成14年8月 秋田県企画振興部市町村課市町村合併支援室 発行

お問い合わせ先 電話 018-860-1231 FAX 018-860-3807 Eメール gappei@pref.akita.jp  
秋田県の市町村合併ホームページ <http://www.pref.akita.jp/sityoson/gappei/top/index.html>